

「三重県部活動ガイドラインおよび地域クラブ活動の推進等に関する方針（中間案）」に係るQ & A

Q 1 部活動改革の課題、今回のガイドラインおよび方針の策定の趣旨は何ですか。

A 1 三重県においても中学生世代の人口減少は今後さらに進行することが見込まれており、従来の学校部活動を学校のみで維持していくことは、将来的に一層困難になることが懸念されます。このまま改革が進まなければ、子どもたちがスポーツや文化芸術活動に親しみ、継続的に取り組む機会そのものが失われかねません。

本ガイドラインおよび方針は、こうした状況を踏まえ、急激な少子化が進む中であっても、将来にわたり県内の子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の機会を確保・充実させていくことを目的として、三重県における学校部活動の在り方及び地域クラブ活動の推進に関する方針を示すものです。

Q 2 改革実行期間が終わるときにはまた改訂するのでしょうか。

A 2 本ガイドラインおよび方針について、改革実行期間における取組の進捗状況等を勘案し、適宜必要な見直しを行うことが考えられます。

Q 3 「地域移行」と「地域展開」の違いは何ですか。

A 3 「地域展開」は、学校と地域が連携しながら地域全体で生徒のスポーツ・文化芸術活動を支える仕組みを指します。

部活動改革の理念等をよりの的確に表すため、国においてこれまで使用されていた「地域移行」という名称が「地域展開」に変更されました。

Q 4 本ガイドラインおよび方針は、私立学校も対象となりますか。

A 4 本ガイドラインおよび方針のうち、「三重県部活動ガイドライン」は中学生・高校生等を対象とし、「地域クラブ活動方針」「大会等の在り方の見直し」「関連する制度の在り方」については、公立中学校の生徒の活動を対象としています。

Q 5 地域クラブへの展開について高校にも適用していく予定はありますか。

A 5 国のとりまとめでは、公立高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。）の生徒を対象とした活動についても、その教育活動の多様性等に十分留意しつつ、今後の中学校等における改革の進展を踏まえて必要な見直しの議論が行われることを期待するとされています。

高等学校における学校部活動の地域クラブへの展開に関しては、一般的に中学校段階に比べて広域から生徒を募集しているなどの高等学校の特性があることから、中学校段階での取組の状況も踏まえながら、検討していく必要があると考えています。

Q 6 地域クラブ活動の「運営団体」・「実施主体」とはどのようなものですか。

A 6 「運営団体」は、各地域クラブ活動（実施主体）を統括し、運営・管理業務の中核部分を実施します。「実施主体」は、運営団体の統括の下、個別の地域クラブ活動を実施します。なお、同一の団体が運営団体と実施主体の両方の役割を担う場合もあります。

Q 7 地域クラブ活動の認定制度とは何ですか。

A 7 各市町が定める認定要件及び手続きに基づき、中学校部活動を継承し、一定の水準を満たした地域クラブ活動を公的支援の対象として認定する制度です。認定されたクラブは、「認定地域クラブ活動」と称します。

Q 8 地域クラブ活動の認定は誰が行うのですか。

A 8 各市町の地域クラブ活動を所管する部局が行いますが、市町により、認定を行う部局は様々であると考えられるため、教育委員会、首長部局等が想定されます。

Q 9 地域クラブ活動の認定要件にはどのようなものがありますか。

A 9 主な認定の要件は、活動の目的や理念（学校部活動の教育的意義の継承）、活動時間・休養日、指導体制、安全確保等が挙げられます。なお、認定に係る「認定要件・確認事項」は、本ガイドライン及び方針の巻末にてモデルを示しています。

Q10 地域クラブ活動の指導は誰が行いますか。

A10 総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、競技団体の指導者等多岐に渡る人材が想定されます。また、兼職兼業の許可を得た教師等が指導にあたることも考えられます。なお、兼職兼業の許可を得た教師等が認定を受けた地域クラブ活動で指導するためには、各市町が定める研修の受講と各市町への指導者としての登録が必要となります。

Q11 引き続き地域クラブ活動でも指導を続けたい教師はどうすればいいのでしょうか。

A11 報酬を得て地域クラブ活動での指導を希望する教師については、服務監督教育委員会による兼職兼業の許可を得ることにより、指導に携わることが可能です。

Q12 地域クラブ活動で指導者のハラスメント行為等のトラブルが起こった場合はどこに相談すればいいのですか。

A12 地域クラブ活動において指導者がハラスメント等を行った場合は、指導者本人、運営団体・実施主体が責任を負うこととなります。

そのうえで、運営団体・実施主体が自ら設ける相談窓口や、日本スポーツ協会等の統括団体等が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処するものとしします。

また、本県では「暴力・ハラスメント等の相談窓口を生徒や保護者へ積極的に周知していること」を「認定要件」のモデルとして示しており、相談窓口の周知を通じた安全・安心な活動環境の確保を地域クラブ活動に求めています。

Q13 遠方から有望な選手を集めた勝利重視の活動への懸念がありますが、地域クラブ活動の認定にあたり、対象区域を制限することは必要ではないでしょうか。

A13 本県の「認定要件」及び「確認事項」のモデルには、『競技力強化等の観点から広域から生徒を集めることは認められない』と記載しています。

また、地域クラブ活動の認定は、競技大会への出場を主な目的とする活動に限らず、大会参加を前提としない活動や、文化・芸術活動を含む多様な活動を対象としています。そのため、特定の活動形態や競技志向を前提に対象区域を一律に線引きすることは、認定制度の趣旨と必ずしも一致するものではなく、慎重な対応が必要と考えます。

さらに、中山間地域や離島など、参加できる人材や人数が限られる地域では、画一的な区域設定では活動自体が成立しにくくなるおそれがあります。こうした地域特性への配慮が重要であり、柔軟な区域設定を可能とすることが望ましいと考えます。

Q14 各市町において、地域クラブ活動の認定制度構築は必須なのでしょうか。

A14 地域クラブ活動の認定制度は、中学校部活動を継承し、一定の水準を満たした活動を公的支援の対象として認定するための制度です。活動内容や安

全管理体制を定期的に確認するうえでも、認定制度の整備を検討していただくことが望ましいと考えます。

また、この認定地域クラブ活動に所属する生徒や兼職兼業で指導にあたる教師等の大会・コンクール等への参加が円滑に行われることも想定されており、特に生徒の不利益につながらないよう、各市町においては慎重に検討していただくことが重要であると考えます。

Q15 部活動の地域展開について、必ず本ガイドラインおよび方針に従って進めなければならないのでしょうか。

A15 部活動の地域展開は、地域の実情に応じ、関係者の共通理解の下、取組を進めていくことが望まれます。よって、あくまで本ガイドラインおよび方針は、様々な事情を抱える学校現場や地域において部活動改革を進めるための選択肢を示しているものであり、本ガイドラインおよび方針通りに行わなければならないということを意図しているものではありません。

複雑に絡み合う諸課題を解決していくためには、複数の道筋や多様な方法があるということは大前提です。

Q16 市町の中のどの部局が中心になって取組を進めるのでしょうか。

A16 地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進める観点から、教育委員会やスポーツ・文化振興担当部局など関係部局が連携・協力して取り組むことが想定されますが、各市町の実情に応じた部局対応となります。